

# 准看護師の業務の流れ(イメージ)

## 保健師助産師看護師法 第6条

この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定すること(傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助)を行うことを業とする者をいう。

